第三者評価結果報告書

	総括
対象事業所名	アスクかじがや保育園
経営主体(法人等)	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷3-12-6
設立年月日	平成23年4月1日
評価実施期間	平成24年9月~1 2月
公表年月	平成25年3月予定
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市評価基準

総合評価(優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等)

〈園の概要・特徴〉

1. 立地及び施設の概要

当園は平成23年4月の設立で、東急田園都市線梶ヶ谷駅から徒歩12分の人通りの少ない閑静な住宅地に立地しています。

- ・保育所の定員及び入所児童数:1~5歳児、60名(定員60名)
- ・ 職員数及び職員の状況:正規職員7人、非正規職員11人
- 施設の状況: 建物面積(保育所分)鉄骨造2階建て468㎡、 園庭の面積240㎡

2. 特徵

- ・設置法人から派遣される専門講師による英語教室、体操教室、リトミックや職員による幼児教育プログラム、クッキング保育など教育プログラムが充実していて、子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」を行っています。
- ・広々した所で子どもたちが走れ回れるように、何も無いところで子どもたちが自分たちの発想で自由に遊ぶように、そして職員にはどう遊ばせるかを考えさせるため、園庭には砂場だけでブランコや滑り台などの固定遊具がありません。

〈優れている点〉

- 1.「遊び」を通し、表現すること、創造することができるよう環境を整えていますままごと、パズル、粘土、ブロック、折り紙、積み木、様々な形に切ったいろいろな色のフェルトの布など自由に表現したり創造力が発揮できるような各年齢にふさわしいおもちゃや、絵本、クレヨン、お絵かき帳が子どもの手の届くところにあり、自分で自由に選んで取り出したり片付けたりできるようになっています。また、子どもが主体的に自由に活動できるよう、机・椅子でのお絵かきコーナー、畳でのおままごとコーナー、本棚の前の絵本コーナーやブロックコーナーなどコーナー保育を取り入れ支援しています。
- 2. 指導計画を適正に策定し、評価、反省、見直し

指導計画策定の責任は園長が持ち、職員は保育過程を踏まえ、養護と教育の各領域に考慮して 年間、月間、週案を作成しています。各期末に園長指導のもと評価・反省を行い、子どもの発達 状況や意向に配慮し次期の計画に反映させています。定期的な見直しに加え、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に変更・見直しを行っています。見直し結果は毎月の職員会議で報告し、全職員に周知しています。

3. 職員の質の向上に向けた研修体制が確立

設置法人は理念や基本方針の実現に向けて、職員の資質の向上を図るため、経験年数や習熟度に応じた階層別研修と希望者が参加する自由選択研修を実施しています。職員は受講後、研修資料を添付したレポートを作成・提出し、職員会議で研修内容を発表して共有化を図っています。また、研修の成果や実施状況につい自己評価・分析を行い園長と面談し、能力開発効果の評価とアドバイスを受け、年度内の見直し及び次年度の研修計画に反映させています。

k改善を期待したい点>

1. 利用者へ複数の相談方法と相談相手の周知と第三者委員の早期選任

入園のご案内(重要事項説明書)に保育内容に関する相談・苦情の窓口を明示し、入園説明会で配布し説明していますが、設置法人の苦情相談窓口のみで、複数の相談方法や相談相手があることを伝えていません。複数の相談方法や相談相手を掲載することが望まれます。また、苦情解決窓口としての第三者委員が選任されていません。第三者委員を早期に選定し、保護者に紹介するとともに連絡先の掲示を行うことを期待します。

2. 中・長期計画への取り組みと事業計画の策定

開園時に中・長期計画が策定されていますが、計画への取り組みは無く、見直しも実施されていません。現時点で保育園が目指していることと現状のギャップやその要因を踏まえ見直しを行い、目指していることの実現に向けて取り組むよう期待します。また、事業計画が策定されていません。中・長期計画を踏まえて事業計画を策定し、その計画の実施状況の把握、評価を定期的に行うよう期待します。そのうえ中・長期計画と事業計画を、職員と保護者に説明・周知することが必要です。

3. 地域との連携と子育て支援に取り組み

育児相談を実施していますが、対象は園の見学者のみです。また、園庭開放や一時保育、絵本の貸し出しや、育児講座や子育てに関する講演会の開催などは行われていません。園が有する機能を地域に提供し、地域社会の中で、地域の一員としての役割を果たすために職員間で話し合い、実現に向けて取り組むよう期待します。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

- ・子ども尊重のサービスの実施は理念、基本方針に明記され、個々のサービスの標準的な実施方法については保育園業務マニュアルに明示されており、常に確認できるようになっています。
- ・日常の保育にあたり、職員は子どもとの会話はゆっくり、はっきりした 言葉で眼を見て対応し、否定的、制止的、威圧的な言葉はなく、子どもの 意思や要望を尊重し支援しています。また、子どもが職員の提案を拒否す ることもできるよう配慮しています。
- 子どもに対し、性差への先入観による「男だから」「女だから」という 固定観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮しています。
- ・ 職員は入社時研修で社会福祉事業に携わる者として、守るべき法、規範、 倫理等と個人情報保護マニュアルに基づき、子どもや保護者のプライバシ ー保護について学んでいます。

- 個人情報に関する書類や記録は、事務所内のロッカーに施錠保管され、園 外への持ち出しを禁止する等、プライバシーの保護に努めています。
- ・職員は入社時に虐待防止の研修を受け、更衣時に視診を行うなど日頃から 子どもや親の様子に注意を払い、虐待の早期発見に努めています。
- ・虐待を発見した場合、適切に対応するため、園長が窓口となっての児童相 談所、医療機関等関係機関との連携体制が確立されています。

•毎年実施する第三者評価、行事開催後のアンケート調査並びに保護者会 • 個人面談を利用者満足度の把握手段と位置づけています。 把握した意向、 要 望や指摘された問題点は、園長が担当となり、職員会議で検討しサービス向 上に取り組んでいます。

- 児童票に家庭の個別状況、発達状況、生活状況の経緯などを記録し全職員 が共有のうえ、子ども一人ひとりの自主性を尊重しながら園目標である「期 待を持ち何でも楽しむことができる子」「強さと優しい心を持ちながら力を 貸して上げられる子」に育つよう支援しています。
- 節分、ひな祭り、七夕、夏祭り、敬老の日、運動会などの行事を迎える際 には、子どもたちに行事の由来を話し、行事にちなんだものを制作するなど、 伝統文化を体験しながら生活や遊びに変化をもたらし、より良い経験をさせ るよう工夫しています。

2.意向の尊重と自 立生活への支援に 向けたサービス提 供

- ままごと、パズル、粘土、ブロック、折り紙、積み木、様々な形に切った いろいろな色のフェルトの布など自由に表現したり創造力が発揮できるよ うな各年齢にふさわしいおもちゃや、絵本、クレヨン、お絵かき帳が子ども の手の届くところにあり、自分で自由に選んで取り出したり片付けたりでき るようになっています。また、子どもが主体的に自由に活動できるよう、机・ 椅子でのお絵かきコーナー、畳でのおままごとコーナー、本棚の前の絵本コ ーナーやブロックコーナーなどコーナー保育を取り入れ支援しています。
- 特別の配慮が必要な子は個別に指導計画を作成し、観察と記録を行い、そ の子どもに関わる職員は情報を共有し、子ども同士の関わりを尊重して保育 にあたっています。また、保護者と連携を図り、必要に応じて、設置法人の 発達支援相談員や「すくすくアスク相談室」の支援、関係機関(児童相談所、 療育センター等)からの指導や助言を受けています。

〈コメント・提言〉

入園のご案内(重要事項説明書)に保育内容に関する相談・苦情の窓口を 明示し、入園説明会で配布し説明していますが、設置法人の苦情相談窓口の みで、複数の相談方法や相談相手があることを伝えていません。複数の相談 方法や相談相手を掲載することが望まれます。また、苦情解決窓口としての 第三者委員が選任されていません。第三者委員を早期に選定し、保護者に紹 介するとともに連絡先の掲示を行うことを期待します。

確立

- 入園説明会で、保護者に「入園のしおり」「入園のご案内(重要事項説明書) を配布し、サービス内容を説明しています。
- 高津区主催の幼・保・小連携会議に園長と担任が出席して小学校生活を把 握し、得た情報は職員間で共有するとともに保護会で説明しています。また、 3.サービスマネジ 近隣の小学校の交流会に子どもが参加して小学生と遊び、小学校の雰囲気を メントシステムの知るなど、就学がスムーズに行われるような配慮がなされています。
 - 「業務マニュアル」に基づきアセスメントを行っており、入園前に「健康 診断書」「家庭調査表」「お子様の状況について」「児童健康調査票」を 提出してもらい、一人ひとりの子どもの心と体の発達や家庭環境などを把 握し、児童表を作成しています。
 - ・指導計画策定の責任は園長が持ち、職員が保育過程を踏まえ、養護と教育

の各領域に考慮して年間、月間、週案を作成しています。各期末に園長指導 のもと評価・反省を行い、子どもの発達状況や意向に配慮し次期の計画に反 映させています。定期的な見直しに加え、子どもの発達状況に合わせ、柔軟 に変更・見直しを行っています。見直し結果は毎月の職員会議で報告し、全 職員に周知しています。

- サービスの標準的な実施方法は、「業務マニュアル」「衛生マニュアル」 「事故防止対応マニュアル」「安全マニュアル」「個人情報管理規定」 「虐待対応マニュアル」等のマニュアルを設置法人が作成整備し、園はそれ に基づき各種サービスを提供しています。
- 設置法人の安全委員会主催ではありますが、安全チェックリストに基づき 第三者(他園の職員)が園内の安全チェックを行うことにしています。これ により、普段は気付かなかった点や見落としていた危険個所を発見すること ができる仕組みを持っています。また、職員が月変わりで訓練担当者となり、 災害発生状況の設定を毎月変えて避難訓練を実施し、災害時に対する子ども の安全確保のための取り組みを行っています。

•「入園のご案内」には運営理念、一日の保育の流れ、施設の案内、日々の 健康管理などを掲載し、園の見学者、行事参加者などに配布しています。ま た、HPで園の情報を写真入りで分かり易く伝えており、誰でも容易に情報 を入手できます。

• 園長は高津区主催の園長会と幼保小連絡会議に参画し、毎回討議されるテ ーマおよび情報交換の中から地域の保育ニーズを把握するよう努めていま す。連絡会議で「スムーズな園児の就学」をテーマに話し合い、保育園から 5歳児と担任の授業参観と小学生との交流が実現するなど、就学がスムーズ に行われるような配慮がなされています。

4.地域との交流・連 携

〈コメント・提言〉

- ・育児相談を実施していますが、対象は園の見学者のみです。また、園庭開 放や一時保育、絵本の貸し出しや、育児講座や子育てに関する講演会の開催 などは行われていません。園が有する機能を地域に提供し、地域社会の中で、 地域の一員としての役割を果たすために職員間で話し合い、実現に向けて取 り組むよう期待します。
- ・夏祭りや運動会など行事開催時にはポスターをフェンスに貼り地域に知ら せていますが、園外掲示板がありません。地域社会に対して、開かれた組織 となるよう、事業所や保育に関する情報をもっと多く常時開示するためにも 園外掲示板の設置検討を期待します。

の確保と継続性

- ・理念・基本方針は明文化されており、入園のご案内(重要事項説明書)や パンフレット、業務マニュアルに記載し、玄関にも掲示しています。理念・ 基本方針から、保育の特色や施設をどのように運営しようとしているのか、 職員がどのような心構えで保育にあたっているかを読み取ることができま
- 保育園業務マニュアルに記載されている「職務分担について」に基づき、 5.運営上の透明性 職員に対し園長・保育スタッフの役割と業務分担について会議や研修の場で 説明し、役割と責任範囲を明確にするとともに、園長はリーダーシップを発 揮して園運営に当たっています。
 - 園長は年間 月間 週間指導計画の評価見直し時や日々の保育からも保育 サービスの質の現状把握に努め、職員個々に指導計画の作成方法や保育技術 について指導するなど改善に取り組んでいます。
 - 毎年第三者評価を受審し、園長は評価結果や職員の自己評価から次年度に 取り組むべき改善課題を抽出しています。

- ・毎年2~3月に保育課程、年間指導計画に基づき当年度の反省を行い、改善課題・テーマを抽出する体制が整っています。
- •設置法人は事業経営に影響のある利用者数や待機児童数、保育園の民営化の動向など経営環境の変化を把握し、必要があれば園長会議で報告しています。一方園長は高津区主催の園長会や幼保小連絡会議に参加し、保育サービスのニーズや潜在的利用者に関するデータ等を収集し、必要なものは設置法人担当部署に報告しています。

〈コメント・提言〉

- ・開園時に中・長期計画が策定されていますが、計画への取り組みが無く、 見直しも実施されていません。現時点で保育園が目指していることと現状の ギャップやその要因を踏まえ見直しを行い、目指していることの実現に向け て取り組むよう期待します。また、事業計画が策定されていません。中・長 期計画を踏まえて事業計画を策定し、その計画の実施状況の把握、評価を定 期的に行うよう期待します。そのうえ中・長期計画と事業計画を、職員と保 護者に説明・周知することが必要です。
- ・設立法人は理念や基本方針に基づいた保育を実現させるため、必要な人材 や人員体制に関する具体的な考え方を確立し、人事方針に基づき計画的な採 用を行い、 関連営に必要な人材を配置しています。
- ・入社時研修で、就業規則や倫理規定、保育園業務マニュアルなどを基に、福祉サービスに従事するものとして遵守すべき法令・規範・倫理等について学んでいます。また、設置法人にコンプライアンス委員会が設けられ、各保育園と職員に対し法令順守の指導を行っています。
- ・設置法人は職員の資質の向上を図るため、経験年数や習熟度に応じた階層別研修と希望者が参加する自由選択研修を実施しています。職員は研修成果や実施状況につい自己評価・分析を行い園長と面談し、能力開発効果の評価とアドバイスを受け、年度内の見直し及び次年度の研修計画に反映させています。

・職員・主任・園長の職務分担が明文化され、併せて賞与・昇給の査定基準がマニュアルに示されています。年3回、職員の自己評価を基に、園長とエリアマネージャーが査定・考課を行い、評価実施後、園長、エリアマネージャーが個別面談を行い、結果のフィードバックと今後強化が求められる能力について個別指導を行っています。

・園長は職員の希望や意向を、年3回の自己査定後の面談と必要な都度実施する個別面談で把握し、働きやすい職場作りに注力しています。園内で解決できない事項はエリアマネージャーと設置法人企画担当部署に相談のうえ解決しています。

6.職員の資質向上 の促進

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕 (認可保育所版)

対象事業所名(定員)	アスクかじがや保育園(60人)
経営主体(法人等)	株式会社日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒223-0015 川崎市高津区梶ヶ谷3-12-6
事業所連絡先	044-871-7256
評価実施期間	平成24年8月~平成24年12月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

	評価実施期間
	平成24年 8月 1日~平成 24年 9月20日
(管理者層合議用)	(評価方法)
	・園長他1名による合議により作成
	評価実施期間
	平成24年 8月 1日~平成 24年 9月 20日
評価実施シート (職員用)	(評価方法)
	・全職員に対し2回にわたり自己評価記載説明を行い、 各自の判断で記載した。
	配付日) 平成 24年 9月 6日
	回収日) 平成 24年 9月 20日
利用者調査	(実施方法)
	・アンケート用紙、返信用封筒を園より全保護者に渡し、園に回収BOXを用意して、保護者は無記名、密封にて提出。評価機関はそのままの状態で回収した。
	評価実施期間(実施日)/平成24年11月19日・22日
評価調査者による 訪問調査	(調査方法) ・19日:事務局1名、調査員2名で園内観察、園長ヒアリング
	・22日:調査員2名で園内観察、園長ヒアリング

[総合評価]

<施設の概要・特徴>

【立地及び施設の概要】

当園は平成23年4月の開設で、東急田園都市線梶が谷駅から徒歩12分の人通りの少ない閑静な住宅地に立地しています。

- ・保育所の定員及び入所児童数:1~5歳児、60名(定員60名)
- ・職員数及び職員の状況:正規職員7人、非正規職員11人
- ・施設の状況:建物面積(保育所分)鉄骨造2階建て468㎡、園庭の面積240㎡ 【特徴】
- ・設置法人から派遣される専門講師による英語教室、体操教室、リトミックや職員による幼児教育プログラム、クッキング保育など教育プログラムが充実していて、子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」を行っています。
 ・広々した所で子どもたちが走り回れるように、何も無い所で子どもたちが自分たちの発想で自由に遊ぶように、そして職員にはどう遊ばせるかを考えさせるために、園庭は植物栽培を楽しむ小さな畑と砂場だけで、ブランコや滑り台などの固定遊具がありません。

[全体の評価講評]

<特によいと思う点>

1. 自主的に遊ぶことのできる室内環境

・ままごと、パズル、粘土、ブロック、折り紙、積み木、様々な形に切ったいろいろな色のフェルトの布など自由に表現したり創造力が発揮できるような各年齢にふさわしいおもちゃや、絵本、クレヨン、お絵かき帳が子どもの手の届くところにあり、自分で自由に選んで取り出したり片付けたりできるようになっています。また、子どもが主体的に自由に活動できるよう、机・椅子でのお絵かきコーナー、畳でのおままごとコナー、本棚の前の絵本コーナーやブロックコーナーなど子どもたちが少人数で集中して遊びこめるコーナーを複数設けています。

2. 園庭での体力一杯の遊び

・戸外での遊びを積極的に取り入れています。園庭には固定遊具を置かないで、子どもたちが午前でも午後でも自由に飛び回って遊ぶことのできる環境を作っています。見ていると、広い園庭を走り回る子、昔ながらの遊具(竹馬、缶ぽっくり、縄とび)に挑戦する子など、それぞれが好みの遊具を使って遊んでいます。

3. 活発な食農活動

・園庭に畑を作り、食農研修を受けた職員が子どもたちに土おこしや種まきを教え、きゅうり、オクラ、パセリなどを栽培し、植物の成長していく様、食物として美味しくいただくことを学ばせるとともに、収穫の喜びを味わっています。保護者には毎月給食だよりを配布しています。その他保護者会で人気おやつを試食してもらい、薄味をテーマに発表をするなど、保育所の食育に関する取り組みを伝える活動を積極的に行なっています。

くさらなる改善が望まれる点>

1. 苦情・意見受け入れ態勢の充実

- ・入園のご案内(重要事項説明書)に保育内容に関する相談・苦情の窓口が設置法人の苦情相談窓口だけが記載されています。保護者が気軽に意見要望を言えるように、自園の受付担当者氏名及び地域の人権擁護機関など複数を記載することを期待します。
- ・苦情解決窓口としての第三者委員が選任されていません。第三者委員を早期に選定し、保護者に紹介するとともに連絡先を玄関等に掲示することを期待します。

2. 中・長期計画と、それに基づく事業計画の策定

・開園時に中・長期計画が策定されていますが、計画への取り組みは無く、見直しも実施していません。現時点で保育園が目指していることと現状のギャップやその要因を踏まえ見直しを行い、目指していることの実現に向けて取り組むよう期待します。また、事業計画が策定されていません。中・長期計画を踏まえて事業計画を策定し、その計画の実施状況の把握、評価を定期的に行うよう期待します。そのうえ中・長期計画と事業計画を、職員と保護者に説明・周知することが必要です。

3. 地域との連携強化

・育児相談を実施していますが、対象が地域住民園でなく園の見学者のみです。また、園庭開放や一時保育、絵本の貸し出しや、育児講座や子育てに関する講演会の開催などは行われていません。 園が有する保育の専門知識を地域に提供し、地域社会の中で、地域の一員としての役割を果たすために職員間で話し合い、実現に向けて取り組むよう期待します。

くサービス実施に関する項目>

共通評価領域

1 サービスマネジメントシステムの確立

<特に良いと思われる点>

- ・指導計画策定の責任は園長が持ち、職員は保育過程を踏まえ、養護と教育の各領域に考慮して年間、月間、週案を作成しています。各期末に園長指導のもと評価・反省を行い、子どもの発達状況や意向に配慮し次期の計画に反映させています。定期的な見直しに加え、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に変更・見直しを行っています。見直し結果は毎月の職員会議で報告し、全職員に周知しています。
- ・高津区主催の幼・保・小連携会議に園長と担任が出席して小学校生活を把握し、得た情報は職員間で共有するとともに保護会で説明しています。また、近隣の小学校の交流会に子どもが参加して小学生と遊び、小学校の雰囲気を知るなど、就学がスムーズに行われるような配慮がなされています。

評価分類

(1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。

- ・ホームページに園の概要、クラス名の由来や行事で楽しく活動している子ども達の写真等を掲載し、情報提供しています。希望者には園の見学を随時実施しており、パンフレットを配布して案内や説明を行っています。
- ・入園説明会でサービス内容を記載した「入園のしおり」「入園のご案内(重要事項説明書)」を配布し、負担料金などについて具体的に説明を行い保護者の同意を得るとともに、児童家庭調査票、健康調査票、緊急時引渡し表等の書類の提出を受け、サービスを開始しています。
- ・子どもの不安を軽減させるよう「入園のしおり」に慣らし保育の重要性を記載し、必要な保護者には勧めています。入園後は子どもに手放せない持ち物があれば、気持ちが安定するまで園に持参してもらうなどの配慮をしています。
- ・高津区主催の幼・保・小連携会議に園長と担任が出席して小学校生活を把握し、得た情報は 職員間で共有するとともに、保護会で説明しています。また。児童保育要録は担任が作成し、 園長が確認のうえ、就学先へ送付しています。

		実施の 可否
1	保護者等(利用希望者を含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	0
2	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	0
3	サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	0
4	就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかかわりに配慮されている。	0

誣			百
	דו	Ľ	
-			

(2) 手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定 している。

- ・制定の「業務マニュアル」に基づきアセスメントを行っています。入園前に「健康診断書」「家庭調査表」「お子様の状況について」「児童健康調査票」などを提出してもらい、一人ひとりの子どもの心と体の発達や家庭環境などを把握し、児童表を作成しています。
- 指導計画は保育過程を踏まえ、養護と教育の各領域に考慮して年間、月間、週案を担任が作成して園長が確認しています。
- ・週案、月間指導計画、年間指導計画はそれぞれの期末に評価・反省を行い、子どもの発達状況や意向に配慮し次期の計画に反映させています。月間指導計画を基に週案を作成する際、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に変更・見直しを行っています。

評価項目		実施の 可否
1	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	0
2	指導計画を適正に策定している。	0
3	状況に応じてサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	0

評価分類

(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Α

Α

- ・日々のサービス実施状況は保育日誌と業務日誌に記載しています。また、児童票には個々の発達・指導状況が記録されています。
- ・業務マニュアルに基づき、個人情報に関する書類は事務所内に施錠保管し、園外への持ち出し禁止を徹底しています。園長が管理責任者になっています。職員は入社時に、個人情報の取り扱いや守秘義務について学び、法令順守に努めています。また、情報の開示については「入園のしおり」に記載して保護者に伝えています。
- ・延長保育日誌の「家庭からの連絡」「特記事項」欄を活用し、早番→遅番→早番の流れで各職員への引継ぎが行われています。毎月の職員会議で子どものケース会議も行い記録し、職員間で情報を共有しています。欠席した職員には会議録を回覧して内容を共有しています。

評価	項目	実施の 可否
1	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	0
2	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	0
3	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	0

評価分類

(4)提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

- ・「業務マニュアル」「衛生マニュアル」「事故防止対応マニュアル」「安全マニュアル」「個人情報管理規定」「虐待対応マニュアル」等のマニュアルを設置法人が作成整備し、園はそれに基づき各種サービスを提供しています。また、設置法人の内部監査が毎月実施されており、避難訓練・健康診断・SIDS対応等が手続き通り実施されているか確認しています。
- ・各クラスの年間指導計画、月間指導計画、週案、日案はそれぞれの期末に反省・評価・見直 しを行い、次の計画に反映させる仕組みが確立しています。

評価項目	実施の 可否
① 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	0
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	0

	類

(5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

- 「事故防止対応マニュアル」を設置法人が作成しており、事故防止、事故発生時の対応等の基本事項を定めています。園では「緊急時フローチャート」を作成し職員が即座に対応できるよう、各クラスに掲示してあります。
- ・設置法人同一エリア内安全委員(保育園職員)が、同一エリヤ内他園を訪問し、安全チェックリストにより園舎内外のチェックを行っています。
- ・毎月避難訓練を実施し、災害時に備え職員の連絡網、子ども引渡しカードが整備されており、また、「入園のしおり」には避難場所と災害時に使用する災害時伝言ダイヤルの操作方法を掲載し、災害時の対応と安全確認の方法が確立されています。
- ・事故が発生した場合には、アクシデント・トラブルレポートの記録を作成し、要因分析のうえ今後の対応策を策定して再発防止を図っています。また、園長会議で得た事故事例や事故防止策について職員会議で報告し、未然に防止するよう努めています。

評価	西項目	実施の 可否
1	緊急時(事故、感染症の発生時など)における子どもの安全確保のための体制が 整備されている。	0
2	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	0
3	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	0

くサービス実施に関する項目>

共通評価領域

2 人権の尊重

<特に良いと思われる点>

- ・子ども尊重のサービスの実施は理念、基本方針に明記され、個々のサービスの標準的な実施方法については保育園業務マニュアルに明示されています。日常の保育にあたり、職員は子どもとの会話はゆっくり、はっきりした言葉で眼を見て対応し、否定的、制止的、威圧的な言葉はなく、子どもの意思や要望を尊重し支援しています。また、子どもが職員の提案を拒否することもできるよう配慮しています。
- ・職員は守秘義務及び虐待防止の研修を受け、子どもや保護者のプライバシー保護に配慮するとともに、日頃から子どもや親の様子に注意を払い、虐待予兆の早期発見に努めています。虐待予兆を発見した場合、園長は直ちに設置法人本部に連絡の上、児童相談所、医療機関等関係機関との連携体制が確立されています。

評価分類

(1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。

- ・職員は子どもとの会話はゆっくり、優しくはっきりした言葉で目線を合わせて対応し、否定的、制止的、威圧的な言葉はなく、子どもの意思や要望を尊重し支援しています。また、保育士が事前に用意した遊びなども、要望があれば子どもの意思を尊重して柔軟に変更しています。子どもに対し、性差への先入観による「男だから」「女だから」という固定観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮するとともに、保護者にも説明し理解を得ています。
- ・子ども尊重のサービスの実施は、理念、基本方針に明記され、個々のサービスの標準的な実施方法については保育園業務マニュアルが作成されており、常に確認できるようになっています。職員は「子どもの発達を見つめた保育」「年齢に応じた発達の支援」等の研修に参加し保育にあたっています。
- ・職員は入社時に「虐待マニュアル」について受講し更衣時の視診を義務付けられ、虐待予兆等の早期発見に努めています。虐待予兆と思われるものを発見した場合は、園長が窓口となって設置法人本部と打ち合わせの上、児童相談所、医療機関等関係機関との連携体制が確立されています。

評価項目		実施の 可否
1	日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	0
2	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	0
3	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	0

評価分類

(2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。

- ・保育園業務マニュアルで個人情報の取り扱いについて詳細に規定されており、個人情報に関する書類や記録は、事務所内のに施錠保管し、園外への持ち出しを禁止する等、プライバシーの保護に努めています。「入園のご案内(重要事項説明書)」に個人情報の利用目的について明示し、保護者に知らせるとともに、関係機関と子どもの情報をやりとりする場合はその都度保護者と相談し、同意を得るなど適切に対応しています。
- ・子どもの気持ちに配慮し、3~5歳児クラスでは散歩の行先や遊びの内容を一緒に考えるなど、子どもの意思を取り入れています・排泄の声掛けは、その園児のタイミングを見て促すなど、無理に一斉に何かをさせることは避けています。また、3~5歳児のクラスに隣接しているトイレにはドアが設置され、羞恥心に配慮した支援を行なっています。

評值	西項目	実施の 可否
1	子どもや保護者に関する情報(事項)を外部とやりとりする必要が生じた場合には、利用者の同意を得るようにしている。	0
2	利用者の気持ちに配慮した支援を行っている。	0

くサービス実施に関する項目>

共通評価領域

3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供

<特に良いと思われる点>

- ・ままごと、パズル、粘土、ブロック、折り紙、積み木、様々な形に切ったいろいろな色のフェルトの布など自由に表現したり創造力が発揮できるような各年齢にふさわしいおもちゃや、絵本、クレヨン、お絵かき帳が子どもの手の届くところにあり、自分で自由に選んで取り出したり片付けたりできるようになっています。また、子どもが主体的に自由に活動できるよう、机・椅子でのお絵かきコーナー、畳でのおままごとコナー、本棚の前の絵本コーナーやブロックコーナーなど子どもたちが少人数で集中して遊びこめるコーナーを複数設けています。
- ・児童票に家庭の個別状況、発達状況、生活状況の経緯などを記録し、子ども一人ひとりの発達過程や生活環境などを全職員が共有のうえ、子ども一人ひとりの自主性を尊重しながら支援しています。例えば「靴を履かせて」との要求に、片方だけ履かせてあげ、あとは自分で履くように助言をしながら見守り、自立支援保育をしています。

評価分類

(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。

- ・毎年第三者評価を受審し、利用者アンケートにより利用者の満足度を把握しています。また 行事開催後と3月に一年間を振り返ってのアンケート、及びそれぞれ年2回開催する保護者会と 個人面談で、利用者の意向や満足度を把握しています。
- ・把握した保護者や子どもの意向、要望や指摘された問題点は、園長が担当となり、職員会議で検討し保育サービスに反映させています。

評值	西項目	実施の 可否
1	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	0
2	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	0

評価分類

(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

В

- ・保護者の意見や提案に対する記録や報告の手順等について規定した「苦情・要望対応マニュアル」が整備されており、職員会議等で話し合い迅速に対応しています。
- 〈コメント・提言〉
- ・入園のご案内(重要事項説明書)に保育内容に関する相談・苦情の窓口を明示し、入園説明会で配布し説明していますが、設置法人の苦情相談窓口しか掲載されていません。自園の受付窓口担当者氏名及び人権擁護公的機関名などを記載することを期待します。
- ・苦情解決窓口としての第三者委員が選任されていません。第三者委員を早期に選定し、保護者に紹介するとともに連絡先を玄関等に掲示することを期待します。
- ・受け付けた苦情・要望などは、マニュアルに従ってクレーム受理表に記録するようにしてく ださい。

評值	項目	実施の 可否
1	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	•
2	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	•
3	保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	0

評価分類

(3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。

А

- ・子どもに対して威圧的な言葉遣いをせず、優しく穏やかに分かりやすい言葉で話しかけるように努めています。また、「靴を履かせて」との要求に、片方だけ履かせてあげ、あとは自分で履くように助言をしながら見守る自立支援対応をしています。
- ・夏祭り用のお神輿や、模擬店で売るお面やカードをみんなで制作し、夏祭り当日は神輿を担ぎ、模擬店でお面やカードを売るなど、友達と協同しての作業、遊びが体験できるよう支援しています。また、朝夕の合同保育、クッキング保育、散歩、各種行事などを通じて異年齢児間の交流を積極的に行ない、人間関係の広がりにも配慮しています。
- ・子どもが主体的に自由に活動できるよう、机・椅子でのお絵かきコーナー、畳でのおままごとコーナー、本棚の前の絵本コーナーやブロックコーナーなど子どもが少人数で集中して遊びこめるコーナーをもうけています。
- ・配慮が必要な子どもには、個別に指導計画を作成しその子どもに関わる職員は関係する研修に参加し、子ども同士の関わりを尊重して保育にあたっています。

評価	項目	実施の 可否
1	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	0
2	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が 整備されている。	0
3	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	0
4	特別の配慮が必要な子ども(障害のある子どもを含む)の保育にあたっては、他 の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	0

くサービス実施に関する項目>

共通評価領域

4 サービスの適切な実施

<特に良いと思われる点>

・園庭に畑を作り、食農研修を受けた職員が子どもたちに土おこしや種まきを教え、きゅうり、オクラ、パセリなどを栽培し、植物の成長していく様、食物として美味しくいただくことを学ばせるとともに、収穫の喜びを味わっています。保護者には毎月給食だよりを配布し、保護者会で人気おやつを試食してもらい、薄味をテーマに発表をするなど、保育所の食育に関する取り組みを伝える活動を積極的に行なっています。

評価分類

(1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。

Α

- ・登園時、職員は必ず「変わりないか」の視点で保護者と会話をし、子どもの様子を確認しています。確認した内容はメモや口頭で担任に伝え、体調が優れない場合は保育内容を変更するなど保育に反映しています。
- ・2歳児から食後の歯磨き、3歳児からは自らトイレを利用して排泄、全員1日1回の更衣で 清潔保持等基本的生活習慣が身につくよう年齢や発達に応じて支援しています。戸外での遊び を積極的に取り入れています。広い園庭を走り回る子、ごっこ遊びをする子、昔ながらの遊具

<u> / 展集 </u>	
評価項目	大心の
① 登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	Ö
② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支持	爰
③ 休息(昼寝も含む)の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	0
④ お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	0
⑤ 保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	0

評価分類

(2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。

- ・子どもの疲れに注意しながら、好きなおもちゃで保育士と1対1で遊ぶなど、興味をそそる 遊びをします。
- その他、様子を見てスキンシップなどで寂しさを和らげることも心がけます。
- ・朝夕の延長保育時に行う合同保育では、各年齢に合った玩具を持ち寄り、職員が仲立ちをしなが異年齢児の子どもたちが楽しく遊べるよう配慮し、また、職員が絵本の読み聞かせをするなどし、支援しています。

評価項目	実施の 可否
① 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	0
② 年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	\circ

= 777	エノ	ノ业エ
≡\ /4	価タ	→ ,
	11111 /	1 大豆

(3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。

Α

- ・各クラスとも食事スペースとプレイスペース(昼寝スペース)が分けられおり、落ち着いて食事を摂れるようになっています。テーブルのグループ替えを定期的に行い、いろいろな友達と食事を楽しめるよう支援しています。職員は子ども達の間に入って「おいしいね」などと声掛けをしながら食事の時間が楽しくなるよう配慮しています。
- ・毎月開催する栄養士とクラス担任で構成する給食会議で、食事状況を伝え合い、味付けや盛り付け方法などの改善を図っています。誕生会にはケーキを用意し、ひな祭りや節句には行事に因んだ献立を提供するなど食事を楽しめるよう工夫しています。
- ・体調の優れない子どもには保護者と相談し、おかゆや油を抜くなどして対応しています。食物アレルギー児には、市の健康管理委員会からの指示を受け除去食・代替食を提供しています。
- ・保護者に園の食育への取り組みに興味を持ってもらうよう、毎月、給食だよりを配布し、保護者会で人気おめつを試食してもらい、また、薄味をテーマに発表をするなどしています。

評価項目	実施の可否
① 子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	\circ
② メニューや味付けなどに工夫をしている。	0
③ 子どもの体調や文化の違いに応じた食事(アレルギー対応を含む)を提供してい	0
④ 保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	\bigcirc

亚価分類

(4) 子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。

- ・けがや病気の防止策については、毎月の指導計画の中に取り入れて子ども達に伝えています。季節によって流行しやすい感染症対策として、手洗いうがいの必要を教え、また、園庭で遊ぶ前にはどんなことをしたら危険なのかを話し、自ら気をつける意識を持つように支援しています。
- ・園医による健康診断は毎月、歯科検診は年に1度実施し、クラスごとの「児童健康調査表」 にファイルし職員が共有しています。健康診断・歯科健診の結果を、書面で保護者に伝えてい ます。歯科健診の結果、虫歯の園児が多く、職員による歯磨き指導を取り入れています。
- 「保健だより」を毎月保護者へ配布し、感染症やSIDS等に対する情報を提供しています。 また、うつぶせ寝の危険について入園時に口頭で保護者に説明をしています。

評值	西項目	大心の
(1)	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えてい	0
2	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に	0
3	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群(SIDS)等に関する情報を提供し、予防に努めている。	0

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

5 運営上の透明性の確保と継続性

く特に良いと思われる点>

・園長は年間・月間・週間指導計画の評価見直し時や日々の保育から保育サービスの質の現状把握に努め、職員個々に指導計画の作成方法や保育技術について指導するなど改善に取り組んでいます。また、職員の自己評価、第三者評価結果から抽出した改善課題の解決に向け、改善策を職員会議で検討し策定のうえ、園長は職員に具体的な取り組みを明示して取組んでいます。

<さらなる改善が望まれる点>

- ・開園時に中・長期計画が策定されていますが、計画への取り組みは無く、見直しも実施されていません。現時点で保育園が目指していることと現状のギャップやその要因を踏まえ見直しを行い、目指していることの実現に向けて取り組むよう期待します。また、事業計画が策定されていません。中・長期計画を踏まえて事業計画を策定し、その計画の実施状況の把握、評価を定期的に行うよう期待します。そのうえ中・長期計画と事業計画を、職員と保護者に説明・周知することが必要です。
- 第三者評価結果から抽出した課題について職員会議で話し合い、改善策を策定してはいますが、 改善実施計画はできてません。改善実施計画を作成のうえ改善課題に取り組み、実施状況のチェックをするとともに、必要に応じて計画の見直しを行うよう期待します。

評価分類

(1) 事業所が目指していること(理念・基本方針)を明確化・周知している。

В

- ・理念・基本方針は明文化されており、入園のご案内(重要事項説明書)やパンフレット、業 務マニュアルに記載し、園舎玄関にも掲示しています。
- ・入園のご案内(重要事項説明書)や保育課程に理念・基本方針を記載し、保護者に配布しています。新入園児の保護者には入園時に園長が、在園児の保護者には5月のクラス懇談会で職員が理念・基本方針を読み上げたうえ説明し、理解が深まるよう努めています。 <コメント・提言>
- ・職員は理念・基本方針を周知してはいますが、職員が日々の保育の中でより理念・基本方針の具現化がより一層できるよう、実践テーマを設定した園内研修を行うことの検討を期待します。

評值	西項目	実施の 可否
1	理念・基本方針を明示している。	0
2	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	•
3	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	0

評		揫
	דו	
-		

(2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。

С

<コメント・提言>

- ・開園時に中・長期計画が策定されていますが、中・長期計画に基づく取り組みは無く、また計画の見直しも実施されていません。現時点で保育園が目指していることと現状のギャップやその要因を踏まえ中・長期計画の見直しを行い、目指していることの実現に向けて取り組むよう期待します。
- ・事業計画が策定されていません。保育課程、指導計画、年間行事計画に基づき園の運営が行われていますが、中・長期計画を踏まえて事業計画を策定し、その計画の実施状況の把握、評価を定期的に行うよう期待します。また事業計画は数値目標を設定するなど具体的に策定し、実施状況が容易に評価できるよう配慮することが求められます。
- ・事業計画は中・長期計画とともにそこに記載されている課題を職員とともに解決を図り、保護者には保護者会や「えんだより」でそのプロセスの説明をすることを期待します。

評価	項目	実施の 可否
1	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	•
2	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	•
3	事業計画の策定が組織的に行われている。	•
4	事業計画が職員に周知されている。	•
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	•

評価分類

(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。

- ・設置法人制定の「職務分担について」に基づき、職員に対し園長・保育スタッフの役割と業務分担について会議や研修の場で説明しています。
- 園長は自分自身の役割を認識したうえで、保育の質の向上に意欲を持ち、リーダーシップを 発揮して園運営に当たっています。
- ・園長は年間・月間・週間指導計画の評価見直し時や日々の保育からも保育サービスの質の現状把握に努め、職員個々に指導計画の作成方法や保育技術について指導するなど改善に取り組んでいます。
- ・設置法人は法人全体の経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等に関する分析を行い、各園で取り組むべき課題があれば園長に指示しています。園長は職員全員に備品、ホームページ、教材、誕生会、避難訓練、行事など平均2つ以上の仕事を分担させ、全員で園の運営を支えているという意識を植えつけています。

	項目	実施の 可否
1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	0
2	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	0
3	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	0

			く半ち
	Ш		
-			美田
評	TH.	J.	

(4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

В

・毎年2~3月に保育課程、年間指導計画に基づき当年度の反省を行い、改善課題・テーマを抽出する体制が整っています。また、第三者評価を毎年受審し、自己評価を行っています。当年度の反省実施後と第三者評価受審後に、抽出された課題について職員会議で話し合い、改善策を検討しています。

<コメント・提言>

・しかし、上記で抽出された課題についての改善実施計画が作られていません。改善実施計画を作って改善課題に取り組み、実施状況のチェックをするとともに、必要に応じて計画の見直しを行うよう期待します。

評価項目		
1	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	0
2	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	•

評価分類

(5)経営環境の変化等に適切に対応している。

В

- ・設置法人は事業経営に影響のある利用者数や待機児童数、保育園の新設動向など経営環境の変化を把握し、必要があれば園長会議で報告しています。一方園長は高津区主催の園長会や幼保小連絡会議に参加し、保育サービスのニーズや潜在的利用者に関するデータ等を収集し、必要なものは設置法人担当部署に報告しています。
- ・分析の結果、改善を要する事項は、毎週の園長会で報告・検討され、結果を園長は職員に報告し周知しています。

くコメント・提言>

• 現在園では節電とリサイクルに取り組んでいますが、これらについても事業計画を策定し、課題に挙げて推進することを期待します。

評值	西項目	実施の 可否
1	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	0
2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	•

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

6 地域との交流・連携

<特に良いと思われる点>

・園長は高津区主催の園長会と幼保小連絡会議に参画し、毎回討議されるテーマおよび情報交換の中から地域の保育ニーズを把握するよう努めています。連絡会議で「スムーズな園児の就学」をテーマに話し合い、保育園から5歳児と担任の授業参観と小学生との交流が実現するなど、就学がスムーズに行われるような配慮がなされています。

くさらなる改善が望まれる点>

- 育児相談を実施していますが、対象は園の見学者のみです。また、園庭開放や一時保育、絵本の貸し出しや、育児講座や子育てに関する講演会の開催などは行われていません。園が有する保育専門知識を地域に提供し、地域社会の中で、地域の一員としての役割を果たすために職員間で話し合い、実現に向けて取り組むことを期待します。
- 夏祭りや運動会など行事開催時にはポスターをフェンスに貼り地域に知らせていますが、園外掲示板がありません。地域社会に対して、開かれた園となるよう、園が日常行っている保育に関する情報を常時開示するために、園外掲示板の設置検討を期待します。

評価分類

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

С

- ・「入園のご案内」を園の見学者、行事参加者などに配布し、ホームページで園の情報を写真入りで分かり易く伝えており、誰でも容易に情報を入手できます。 〈コメント・提言〉
- 夏祭りや運動会など行事開催時にはポスターをフェンスに貼り地域に知らせていますが、園外掲示板がありません。保育に関する情報を常時開示するためにも園外掲示板の設置検討を期待します。
- ・園庭開放や一時保育、育児講座や子育てに関する講演会の開催など行われていません。園が持つ保育専門知識を地域に提供し、地域の一員としての役割を果たすよう期待します。
- ・ボランティアの受け入れ態勢は整っていますが、受け入れ実績がありません。川崎市社会福祉協議会が行っているボランティア活動振興事業、「ボラナビ」に登録するなどして、ボランティアを受け入れるよう期待します。

評值	西項目	実施の 可否
1	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	•
2	事業者が有する機能を地域に提供している。	•
3	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	•

亚価分類

(2)地域の福祉向上のための取組を行っている。

- ・高津区主催の園長会と幼保小連絡会議に園長が参画し、議事録が作成されています。
- ・高津区主催の幼保小連絡会議で、「スムーズな園児の就学」をテーマに話し合い、保育園から5歳児と担任が授業参観と交流会を既に実施済みです。小学校の先生による保護者向けの講演会開催が今後の課題になっています。また、地域の福祉課題解決に向けた実績はありませんが、職員会議の場を通して取り組む体制になっています。
- ・園長は区主催の園長会と幼保小連絡会議に参画し、毎回討議されるテーマおよび情報交換の中から地域の保育ニーズを把握するよう努めています。

評估	西項目	実施の 可否
1	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	0
2	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組 を行っている。	0
3	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	0

く組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

7 職員の資質の向上の促進

<特に良いと思われる点>

・設置法人は職員の資質の向上を図るため、経験年数や習熟度に応じた階層別研修と希望者が参加する自由選択研修を実施しています。職員は受講後、研修資料を添付したレポートを作成・提出し、職員会議で研修内容を発表し共有化を図っています。また、研修の成果や実施状況につい自己評価・分析を行い園長と面談し、能力開発効果の評価とアドバイスを受け、年度内の見直し及び次年度の研修計画に反映させています。

くさらなる改善が望まれる点>

・非常勤職員・パート職員は研修を受けていません。職員数に占める割合が4割を超えていることから、社内研修の参加は無理でも研修報告を回覧するなど共有し、自己啓発の支援が望まれます。

評価分類

(1)事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。

- ・設置法人は、理念や基本方針に基づいた保育を実現させるため、必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方を確立しています。
- ・設置法人が人事方針に基づき計画的な採用を行い、園運営に必用な保育士や栄養士などの人材を園に配置しています。
- ・入社時研修で、就業規則や倫理規定、保育園業務マニュアルなどを基に、福祉サービスに従事するものとして遵守すべき法令・規範・倫理等について学んでいます。また、設置法人にコンプライアンス委員会が設けられ、各保育園と職員に対し法令順守の指導を行っています。
- ・賞与・昇給の査定基準がマニュアルに示され、年3回、職員の自己評価を基に、園長とエリアマネージャーが査定・考課を行い、評価実施後、園長、エリアマネージャーが個別面談を行い、結果のフィードバックと今後強化が求められる能力について個別指導を行っています。
- ・「実習生受入れマニュアル」が整備され、受入れ連絡窓口、事前説明内容、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されています。、これに基づき学校側のプログラムを主体に実習内容を決め、実習生の指導を行っています。

評估	項目	実施の 可否
1	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	0
2	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	0
3	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	0
4	職員の育成・評価・報酬(賃金、昇進・昇格など)が連動した人材マネジメントを 行っている。	0
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	0

≣ 1∏ /	ΉБ.	4	*	街	

(2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Α

- ・保育園業務マニュアルに研修制度が記載され、設置法人本部により階層別研修・自由選択研修が用意されています。また、設置法人の人材育成ビジョンには職員に求める基本的姿勢について明示しています。 ・職員の受講希望を園長が本人の技術水準、
- 知識や能力を勘案のうえアドバイスし、個人別年間研修計画を策定のうえ受講しています。
 ・職員は研修受講後、研修資料を添付したレポートを作成・提出し、職員会議で研修内容を発
- 表して共有化を図っています。また、年3回の人事面談時に、研修の成果や実施状況について自己評価・分析を行い園長と面談し、能力開発効果の評価とアドバイスを受け、年度内の見直し及び次年度の研修計画に反映させています。
- ・非常勤職員・パート職員は個人の時間的要因から研修を受けていません。職員数に占める割合が4割を超えていることから、社内研修の参加は無理でも研修報告を回覧するなどし、自己啓発の支援が望まれます。

<u> </u>	評価項目		
(職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	0	
(② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	0	
(③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	0	

評価分類

(3) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- ・園長は職員の希望や意向を、年3回の自己査定後の面談と必要な都度実施する個別面談で把握し、園内で解決できない事項はエリアマネージャーと設置法人企画担当部署に相談のうえ解決しています。
- ・設置法人は年1回全職員を対象にストレス度チェックを行い、問題の早期把握に努めるとともに、いつでもカウンセリングを受けられる社外窓口を用意し対応しています。
- ・社員寮、社員同士の交流の場となるクラブ活動への補助、フィットネスクラブの利用、東京ディズニーランドの割引利用等、設置法人は職員の福利厚生に力を入れ取り組んでいます。
- ・職員の健康維持と悩みに関しては、定期健康診断に加え、カウンセリング窓口の利用、設置法人の産業医への相談が可能です。

評估	西項目	実施の 可否
1	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	0
2	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	0

認可保育所 利用者調査項目(アンケート)集計表 アスクかじがや保育園

- ●アンケート送付数(対象者数)(56)人
- ●回収率 71% (40)人

サービスの提供

	利用者調査項目	はい	いいえ	どちらと も いえない	無回答
1	落ち着いて過ごせる雰囲気になっているか。	35 人	0 人	4 人	1 人
'		88%	0%	10%	3%
2	子どもの体調変化への対応は適切か。	36 人	1 人	3 人	0人
~		90%	3%	8%	0%
3	提供されている食事は、子どもの状況に配慮されている	38 人	1 人	1 人	0 人
	か。	95%	3%	3%	0%
4	子どもの保育について、保護者と園に信頼関係がある	33 人	2 人	5 人	0 人
4	か。	83%	5%	13%	0%
5	園の生活で身近な自然や社会と十分かかわっているか。	28 人	4 人	8 人	0人
5		70%	10%	20%	0%
6	安全対策が十分に取られているか。	36 人	1 人	2 人	1 人
		90%	3%	5%	3%

利用者個人の尊重

7	一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか。	36 人	3 人	1 人	0 人
_ ′		90%	8%	3%	0%
0	子どものプライバシーは守られているか。	37 人	0 人	3 人	0 人
0		93%	0%	8%	0%

相談・苦情への対応

9	保護者の考えを聞く姿勢があるか。	38 人	2 人	0 人	0
9		95%	5%	0%	0%
10	第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを 知っているか。	16 人	23 人	1 人	0 人
	知り CNるか。	40%	58%	3%	0%
11	要望や不満はきちんと対応されているか。	33 人	1 人	6 人	0 人
1 1		83%	3%	15%	0%

周辺地域との関係

12	周辺地域と園との関係は円滑に進められているか。	23 人	3 人	14 人	0 人
		58%	8%	35%	0%

利用前の対応

【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受け 1.3 た方に】	28 人	0人	1 人	0人
たりに】 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか。	97%	0%	3%	0%

平成 24 年度 川崎市第三者評価 事業者コメント アスクかじがや保育園

「受審の動機」

第三者の公正で信頼性のある機関により、専門的かつ客観的な視点で評価していただくことで、運営方針である「利用者に本当に求められているサービスを提供する」ということを初めとした方向性が確実に利用者に届いているかを把握していきたいということ、また、開園二年目を迎え自園の運営や保育に対し更なる向上を目指し業務の改善にしたいということをねらいとしたことが受審の動機です。

開園二年目、昨年同様に法人の運営理念、保育理念に加えて「ご挨拶ができる子」「期待を持ち何でも楽しむことができる子」「強さと優しい心を持ちながら力を貸してあげられる子」という3つの園目標を掲げて保育を展開してきました。

一人ひとりの子どもを大切に関わっていくことを目標に職員一同丁寧な保育を心掛け、 全職員が日々の保育に真っ直ぐに向き合い、行事についても少しずつ土台が出来始め、昨 年度の経験を活かし意欲的に取り組めたことが大きな収穫だと思っております。

「受審した結果」

職員一人ひとりが自己評価を行い、園長・主任による管理者層合議用評価を行ったことで、改めて業務に対する共通意識や保育の在り方について十分に見直すことができたと感じています。

昨年度からの改善点であった保育参観の実施、戸外遊び・プール遊びの頻度の増加、健康診断の実施の伝達について、今後も継続していくとともに、更なる保育の質の向上と土台作りに努めてきたいと思っています。

今年度は、周辺地域との関係におきまして、昨年度に引き続き近隣小学校、卒園児小学校への授業参観や懇談会へ担当職員が参加し、5歳児クラスは川崎市保育まつりに参加し他保育園児との交流を楽しみました。

また、今年度は初めて近隣小学校での交流会に参加し、小学校への期待が膨らむ良い機会を設けることができました。

しかし、保護者の皆様に対して新たな取り組みや前年度の改善点など、理解が深まるような伝達が不足していたことが伺えたので、今後は園だよりの内容の充実や掲示スペースの活用などで情報が行き届くよう工夫をしてまいりたいと思います。

また、中・長期計画に関して、職員間での見直しが不足していたので、改善に努めていこうという課題も見つかりました。

最後に、第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆さま、ご多忙にも関わらず利用者調査にご協力いただいた在園児の保護者の皆さまに心より感謝申し上げます。